

## 火災共済にご加入の組合員の皆さまへ 台風第10号での被害について

この度、台風第10号が発生し8月31日ごろから大阪府に接近するとの発表がありました。  
おおさか市民共済では、台風の被害において、下記のように見舞金制度がございます。

### 住宅や家財の損壊があった場合

今回の台風を原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によっては見舞金がございます。

共済の目的である住宅および家財の損害額が20万円以上（消費税を除く）の場合、自然災害等見舞金取扱規則により風水害等見舞金をお支払いいたします。

#### 風水害等見舞金支払基準

区分	損害の程度（概要）	支払額	限度額
全壊	建物がその居住のための、基本的機能を喪失したもの、すなわち、建物全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または建物の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	共済金額の1%	10万円
大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該建物に居住することが困難なもの		7万円
中規模半壊	建物が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該建物に居住することが困難なもの		6万円
半壊	建物がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの		5万円
準半壊	建物が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの		4万円
一部半壊	共済の目的が準半壊に至らない程度の損傷で、損害の額が20万円以上のもの		3万円

※損害の程度を確認するために、関係官公署の発行するり災証明書が必要となります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

0120 - 866 - 844 9時~17時半（平日のみ）